

《これまでの見直しの経過》

【新着情報】(平成 29 年 4 月 3 日)

～平成 29 年度受付の開始について(最新情報)～

大阪市の平成 29 年度当初予算案が原案どおり成立しましたので、本日より平成 29 年度の受付を開始します。

平成 28 年 4 月 1 日申込受付分より、申込に必要な書類が変更となります！

これまで、申込者の住民税課税証明書を提出していただいておりましたが、平成 28 年 4 月 1 日より、申込世帯(15 歳以上の世帯員)の住民税課税証明書が必要となりますのでご注意ください。詳しくは、お問い合わせください。

【新着情報】(平成 28 年 4 月 1 日)

～平成 28 年度受付の開始について(最新情報)～

大阪市の平成 28 年度当初予算案が原案どおり成立しましたので、本日より平成 28 年度の受付を開始します。

【新着情報】(平成 27 年 4 月 1 日)

～平成 27 年度受付の開始について(最新情報)～

大阪市の平成 27 年度当初予算案が原案どおり成立しましたので、本日より平成 27 年度の受付を開始します。

【新着情報】(平成 27 年 2 月 17 日)

～大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度の手続き時に必要な住民票について(最新情報)～

平成 27 年 1 月 5 日(月)に住民票の様式が変更されたことに伴い、手続き時に必要な住民票について追記しました。

【新着情報】(平成 26 年 6 月 1 日)

～ 大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度拡充に伴う受付について
(最新情報)～

大阪市の平成 26 年度補正予算が成立しましたので、平成 26 年 6 月 2 日(月)より大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度拡充に伴う受付を開始します。

【新着情報】(平成 26 年 4 月 1 日)

～ 平成 26 年度受付の開始について(最新情報)～

大阪市の平成 26 年度当初予算案が原案どおり成立しましたので、本日より平成 26 年度の受付を開始します。

【新着情報】(平成 26 年 3 月 19 日)

～ 新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度の平成 26 年 4 月以降の取扱いについて(最新情報)～

大阪市の平成 26 年度当初予算は、本年 3 月に市長選挙が行われることから、いわゆる「骨格予算」として編成(詳細は平成 26 年度当初予算案についてへ)することとなり、骨格予算案が原案通り成立しました。そのため、新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度につきましても、「新規・拡充事業は原則計上しない」との骨格予算方針のもと、骨格的な予算期間中の平成 26 年 4 月 1 日以降、当分の間、平成 25 年度と同様の内容で新規申込みの受付を行う予定です。

今後の取扱いにつきましては、決まり次第、ホームページ等でお知らせしますので、ご注意ください。

【新着情報】(平成 25 年 4 月 1 日)

～ 平成 25 年度受付の開始について(最新情報)～

大阪市の平成 25 年度当初予算案が原案どおり成立しましたので、本日より平成 25 年度の受付を開始します。

【新着情報】(平成 24 年 11 月 28 日)

～ 「大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度」として拡充実施します
(最新情報)～

従来からの対象である子育て世帯に新婚世帯(夫婦いずれもが満40歳未満かつ婚姻届出後5年以内の世帯)を加え、新たに「大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度」として拡充実施します。これまでの経緯につきましては、末尾の参考資料「これまでの見直しの経過」をご覧ください。

【新着情報】(平成24年10月19日)

～「大阪市子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱」の一部改正案について
(最新情報)～

「市政改革プラン」に基づき、対象世帯に新婚世帯(夫婦ともに40歳未満かつ婚姻後5年以内の世帯)を加え、当該利子補給制度を拡充実施します。

上記制度の実施にかかる要綱改正案について、意見公募を11月19日(月)まで実施します。

【新着情報】(平成24年8月1日)

～受付の再開について～

4月から受付を停止していましたが、8月より予算の範囲内で先着順で受付を再開します。

なお、受付停止期間中に申込資格を喪失された方に対しては、次のとおり経過措置を設けていますので、ご注意ください。

<経過措置>

4月から7月の受付停止期間中及び8月から12月28日までの受付再開周知期間中に住宅取得にかかる契約の締結日から1年を経過した方等については、12月28日までの間は、申込みができます。

【新着情報】(平成24年7月9日)

～子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱の一部改正について～

7月9日の外国人登録法の廃止等にともない、外国人住民の方々にも住民票が作成されることになりましたので、要綱中の「外国人登録原票記載事項証明書」の表記を削除しました。

【新着情報】(平成24年4月1日)

～平成24年4月以降の取扱いについて～

大阪市の平成24年度当初予算が原案どおり成立しましたので、平成24年4月以降の取扱いは下記の【新着情報】(平成24年2月21日)に記載されたとおりとします。

【新着情報】(平成 24 年 2 月 21 日)

～子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度の平成 24 年 4 月以降の取扱いについて～

大阪市の平成 24 年度当初予算は、抜本的改革に向けて暫定的な予算となり、補助金等は原則凍結されることから、子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度につきましても、暫定的な予算期間中の平成 24 年 4 月 1 日以降、当分の間、新規申込みの受付は行わない予定です。

なお、平成 24 年 3 月 30 日(金)までに利子補給の申込みをし登録をいただいた方につきましては、予算の範囲内で利子補給を実施する予定です。

平成 24 年 3 月分までの新規申込みの受付は平成 24 年 3 月 30 日(金)まで大阪市住まい公社にて行っております。(郵便等による受付の取扱いはしてありません。)

今後の取扱いにつきましては、決まり次第、ホームページ等でお知らせしますので、ご注意ください。

受付開始時期については、決まり次第、ホームページ等でお知らせします。